

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	北九州市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北九州市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

北九州市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<予防接種台帳システム> ・予防接種法(昭和二十三年六月三十日法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの <中間サーバー> 予防接種に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第19条第8号に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。
③システムの名称	予防接種台帳システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 宛名管理システム 介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項別表14、126、135の項、第19条第6号(委託先への提供)、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の7の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号、第11号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153、154の項、第27条、第28条、第155条、第156条、条例第3条、別表第2の23の項、条例別表第2規則第23条 (情報照会) 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、27、28、29、153、160の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条、第162条、条例第3条、別表第2の7の項、条例別表第2規則第7条、条例施行規則第3条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉局健康医療部健康危機管理課
②所属長の役職名	健康危機管理課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番5号 北九州市立文書館

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局健康医療部健康危機管理課 電話093-582-2090
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[30万人以上] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [○] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月8日	I－1－②事務の概要	＜予防接種台帳システム＞ ・予防接種法(昭和二十三年六月三十日法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ＜中間サーバ＞ 予防接種に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。	＜予防接種台帳システム＞ ・予防接種法(昭和二十三年六月三十日法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ・新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ＜中間サーバ＞ 予防接種に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)＞ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和4年2月8日	I－1－③システムの名称	予防接種台帳システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム 宛名管理システム 介護保険システム	予防接種台帳システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム 宛名管理システム 介護保険システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年2月8日	I－2－特定個人情報ファイル名	予防接種情報ファイル	(1)予防接種情報ファイル・(2)ワクチン接種記録システム(VRS)情報ファイル	事後	
令和4年2月8日	I－3－個人番号の利用	番号法第9条第1項別表第一第10の項、第93の2の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	番号法第9条第1項別表第一第10の項、第93の2の項、第19条第5号(委託先への提供)、第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	
令和4年2月8日	I－4－②法令上の根拠	＜情報照会＞ 番号法第19条第7号 別表第二 第16の2、17、18、19、115の2の項	＜情報照会＞ 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2、17、18、19、115の2の項	事後	
令和4年2月8日	I－4－②法令上の根拠	＜情報提供＞ 番号法第19条第7号 別表第二 第16条の2、第115の2の項	＜情報提供＞ 番号法第19条第8号 別表第二 第16条の2、第115の2の項	事後	
令和4年7月19日	I－1－②事務の概要 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)＞	＜ワクチン接種記録システム(VRS)＞ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	＜ワクチン接種記録システム(VRS)＞ 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年12月23日	I－3法令上の根拠	番号法第9条第1項別表第一第10の項、第93の2の項、第19条第5号(委託先への提供)、第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 別表第一の10、101の項、第19条第6号(委託先への提供)、第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の7の項、23の項(ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和5年2月13日	I－4－②法令上の根拠	＜情報照会＞ 番号法第19条第8号 別表第二 第16の2、17、18、19、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 ＜情報提供＞ 番号法第19条第8号 別表第二 第16条の2、第115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第59条の2	(情報提供)番号法第19条第8号、第11号 別表第二の16の2の項 主務省令第12条の2、条例第3条、別表第2の23の項、条例別表第2規則第23条 (情報照会)番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、121の項 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、条例第3条、別表第2の7の項、条例別表第2規則第7条、条例施行規則第3条	事前	
令和5年2月13日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	R4年4月1日時点	R4年9月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月27日	I－1－②事務の概要	<中間サーバ> 予防接種に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。 <ワクチン接種記録システム（VRS）> 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	<中間サーバ> 予防接種に関する事務では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第19条第8号に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバに格納する。中間サーバは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる、他機関が保有する情報について、中間サーバを介して情報取得を行う。 <ワクチン接種記録システム（VRS）> 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和6年9月27日	I－3個人番号の利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の10、101の項、第19条第6号（委託先への提供）、第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ）、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の7の項、23の項（ワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ）	番号法第9条第1項 別表の14、135の項、第19条第6号（委託先への提供）、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の7の項	事後	
令和6年9月27日	I－4情報ネットワークシステムによる情報連携－法令上の根拠	（情報提供） 番号法第19条第8号、第11号 別表第二の16の2の項 主務省令第12条の2、条例第3条、別表第2の23の項、条例別表第2規則第23条（情報照会） 番号法第19条第8号 別表第二の16の2、17、18、19、121の項 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、条例第3条、別表第2の7の項、条例別表第2規則第7条、条例施行規則第3条	（情報提供） 番号法第19条第8号、第11号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25の項、第27条、条例第3条、別表第2の23の項、条例別表第2規則第23条（情報照会） 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、27、28、29、160の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第162条、条例第3条、別表第2の7の項、条例別表第2規則第7条、条例施行規則第3条	事後	
令和6年9月27日	I－5－①部署	保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療政策部感染症医療政策課	保健福祉局健康医療部健康危機管理課	事後	
令和6年9月27日	I－5－②所属長の役職名	感染症医療政策課長	健康危機管理課長	事後	
令和6年9月27日	I－8連絡先	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局新型コロナウイルス感染症医療政策部感染症医療政策課 電話093-582-2430	〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市保健福祉局健康医療部健康危機管理課 電話093-582-2430	事後	
令和7年8月29日	I－1－②事務の概要	<中間サーバ> 中間サーバ <ワクチン接種記録システム（VRS）> 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務では、 ・ワクチン接種記録システム（VRS）へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理する。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	<中間サーバ> 中間サーバ <ワクチン接種記録システム（VRS）> 項目削除	事後	
令和7年8月29日	I－1－③システムの名称	予防接種台帳システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム 宛名管理システム 介護保険システム、ワクチン接種記録システム（VRS）	予防接種台帳システム 中間サーバ 団体内統合宛名システム 宛名管理システム 介護保険システム	事後	
令和7年8月29日	I－2－特定個人情報ファイル名	（1）予防接種情報ファイル・（2）ワクチン接種記録システム（VRS）情報ファイル	予防接種情報ファイル	事後	
令和7年8月29日	I－3個人番号の利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の14、135の項、第19条第6号（委託先への提供）、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の7の項	番号法第9条1項別表14、126、135の項、第19条第6号（委託先への提供）、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第10条、北九州市個人番号の利用に関する条例第3条別表第2の7の項	事後	
令和7年8月29日	I－4情報ネットワークシステムによる情報連携－法令上の根拠	（情報提供） 番号法第19条第8号、第11号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25の項、第27条、条例第3条、別表第2の23の項、条例別表第2規則第23条（情報照会） 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、27、28、29、160の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第162条、条例第3条、別表第2の7の項、条例別表第2規則第7条、条例施行規則第3条	（情報提供） 番号法第19条第8号、第11号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153、154の項、第27条、第28条、第155条、第156条、条例第3条、別表第2の23の項、条例別表第2規則第23条（情報照会） 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、27、28、29、153、160の項、第27条、第29条、第30条、第31条、第155条、第162条、条例第3条、別表第2の7の項、条例別表第2規則第7条、条例施行規則第3条	事後	
令和7年8月29日	I－8連絡先	電話093-582-2430	電話093-582-2090	事後	
令和7年8月29日	I－9規則第9条第2項の適用	記載欄なし	[]適用した	事後	様式変更に伴う追加
令和7年8月29日	II－1しきい値判断項目対象人数計数時点	令和4年9月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	Ⅱ－2しきい値判断項目取扱 人数計数時点	令和4年9月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年8月29日	Ⅳ－8人手を介在させる作業	記載欄なし	[○]人手を介在させる作業はない	事後	様式変更に伴う追加
令和7年8月29日	Ⅳ－11最も優先度が高いと 考えられる対策	記載欄なし	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更に伴う追加